

平成 29 年度 文化服装学院新入生奨学金〔給付型〕 募集要項

文化服装学院新入生奨学金は、文化服装学院に入学し将来ファッショング業界で活躍を希望するが、経済的援助を必要とする学生を対象に経済的援助を行う制度です。給付内容は、入学手続き時に前半期授業料を免除し、返還の必要はありません。

また、申込の際は、「文化服装学院 募集要項」もご参照ください。

対象 推薦入学で服装科、ファッショング高度専門士科、ファッショング工科基礎科、グローバルビジネスデザイン科、ファッショング流通科、ファッショングテキスタイル科、ファッショングッズ基礎科へ出願の者

応募資格

- (1) 文化服装学院を推薦入学※で出願し、高等学校における評定平均値 4.0 以上であること（ファッショング高度専門士科、グローバルビジネスデザイン科は 4.3 以上）
※「文化服装学院 募集要項」の P4 「推薦入学」のみ対象。P5 「自己推薦入学：3D 入学」は申込不可
- (2) I 部（昼間部）の課程に出願していること
- (3) 経済的援助を必要とし、家計支持者の収入に関する証明書を提出できること
※家計支持者が 2 名以上いる場合は、全ての人について必要
- (4) 心身健全で学習意欲があること

募集人数 1～5 名程度

給付額 1 年次前半期授業料（入学科により 32.5 万～36 万円）

申請方法 推荐入学の出願書類とともに、次の書類を同封し申請する。
(1) 「文化服装学院新入生奨学金〔給付型〕申込願書」
(文化服装学院 HP よりダウンロード可能
URL <http://www.bunka-fc.ac.jp/application/scholarship.html>)
(2) 収入に関する証明書（平成 27 年分・コピー可）
※詳細は次ページ《収入に関する証明書一覧》を参照のこと

提出期限 「文化服装学院 募集要項」 P4 「推薦入学」の願書受付期間を参照のこと。

選考・決定 学院長が召集する奨学金選考委員会の選考を経て、学院長が決定する。
結果は、採用・不採用に関わらず、推薦入学の合否発表に同封し郵送で通知する。
その際、採用者には、授業料を減免した学費納入振込用紙と「誓約書」を送付する。

誓約書の提出 奨学生として採用された場合、通知を受けた日から決められた期限内に、保証人（保護者）と連署した「誓約書」を提出のこと。

奨学生の取消 奨学生が入学年次に次の1つに該当する場合、奨学生を取り消し、返還を要求することがある。取り消しは、奨学生選考委員会が認定する。

- (1) 傷病などのために学業継続の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績または素行が不良となったとき
- (3) 奨学生として適当ではない事実があったとき
- (4) 学籍を失ったとき

その他 この奨学生は、給付型、貸与型ともに他の奨学生との併用が可能とする。

問い合わせ 文化服装学院 学務部学生課 奨学生担当

TEL 03-3299-2282

受付時間 月～金 9：00～17：00

《収入に関する証明書一覧》

☆収入に関する証明書は、平成27年分（平成27年1～12月分のもの）のものを提出してください

☆コピー可

☆提出された書類は返却しない

| | 収入形態・世帯事情 | 提出が必要な書類 | 請求先 |
|-----------------------|------------------------------|---|---------|
| 給与所得 （パート・アルバイト含む） | 給料・賃金・役員報酬・歳費・専従者給与（白色申告も含む） | 源泉徴収票 | 勤務先 |
| | 前年途中・当年に就職した者 | 月収証明書もしくは年収見込証明書 | |
| | 退職（予定）者 | 退職（予定）証明書 | |
| | 年金（恩給・老齢年金・遺族年金など） | 源泉徴収票、年金振込通知書または年金額改定通知書 | 社会保険庁など |
| | 傷病手当金 | 傷病手当金通知書 | |
| | 失業給付金 | 雇用保険受給資格者証 | ハローワーク |
| 給与所得以外 | 生活保護法による扶助費 | 保護決定（変更）通知 | 福祉事務所 |
| | 商業・工業・個人経営・農業・林業・水産業・自由業・その他 | 所得税の確定申告書の（控） ※税務署の受付印があるもの。受付印がない場合は、税務署発行の「納税証明書（その2）」または市区町村役場発行の「所得証明書」を添付のこと。 | 税務署 |
| | (農業) 転作奨励金受給者 | とも補償金交付確定通知書 | 農協 |
| | | 農業経営確立助成補助金確定通知書 | 市区町村役場 |
| | 確定申告なし | 市区町村民税申告書または農業所得申告書（任意の用紙使用） | 市区町村役場 |
| | 自由業 | 報酬料金支払調書 | 勤務先 |

（注意）転職・新規採用・源泉徴収票の発行が受けられないなどで年収が不明な場合、申込時現在の平均月収の

15ヶ月分を収入金額とする。（パート・アルバイト・給与所得者以外の場合は12ヶ月で計算。）